

## 自主参加型国内排出量取引制度目標保有参加者タイプB用公募要領 (公募要領B)

自主参加型国内排出量取引制度の実施に当たり、設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者を公募致します。本制度への応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

### 1. 環境省自主参加型国内排出量取引制度の概要

#### (1) 自主参加型国内排出量取引制度とは

- ・自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成 17 年度から開始したものです。
- ・温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等による CO<sub>2</sub> 排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援します。
- ・排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とします。
- ・設備補助を受けることなく自主的に排出削減を行う事業者が第 3 期から新たに参加します。

#### (2) 制度への参加方法

- ・自主参加型国内排出量取引制度への参加には、以下の 3 通りの方法があります。
  - 目標保有参加者タイプ A  
一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者  
(「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者)
  - 目標保有参加者タイプ B  
設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者  
取引参加者  
排出枠等の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。  
取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。
- ・今回は、 と の目標保有参加者を公募します。なお、 の取引参加者の募集については、別途、2007 年度後半に行う予定です。取引参加者については今回の公募の対象としません。

#### (3) 目標保有参加者として制度に参加するメリット

- この制度に目標保有参加者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。
- ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できます。
- ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業として、CSR の観点から社会的貢献が PR できます。

### 2. 自主参加型国内排出量取引制度への参加

自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙 3 「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

(1)目標保有参加者タイプBの対象となる事業者

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における特定排出者  
（エネルギー起源二酸化炭素の排出において対象となる者に限る）

(2)応募時の提出書類

- ・別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
  - 公募要領B 別添1「参加申込書」
  - 公募要領A・B共通 別添4-1「排出量算定報告書（基準年度用）公募申請用」
  - 公募要領A・B共通 別添4-2「排出量算定報告書（基準年度用）公募申請用・附属書」
  
- ・別添1の参加申込書には、以下の情報を記載する。
  - 対象となる工場・事業場（工場・事業場ごとに申請）
  - 対象となる工場・事業場における基準年度排出量（原則として2004～2006年度）。
    - ・2006年度は暫定値で可。後に基準年度排出量の検証を受ける際には、2006年度の確定値を反映させた算定報告書を再提出していただきます。
  - 2008年度の排出削減予測量：基準年度排出量と2008年度の排出予測量との差。排出削減予測量は基準年度排出量に対して少なくとも1%以上であることが必要です。
    - ・排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙3「実施ルール」3．及び4．を参照下さい。

(3)基準年度排出量の検証

排出削減実施事業者は、2007年10月末までに、基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙3「実施ルール」5．参照）。検証委託費は環境省が負担します。

(4)排出枠の交付

- ・(3)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、2008年4月に排出枠の初期割当量(JPA)が交付されます。
- ・JPAの交付量は、以下のとおりです（別紙3「実施ルール」6．参照）。

対象工場・事業場の基準年度の平均排出量	-	「2008年度の排出削減予測量」
---------------------	---	------------------

(5)排出削減対策の実施

- ・排出削減実施事業者は、2008年度において排出削減に取り組んでいただきます。

(6)2008年度排出量の算定と検証

- ・排出削減実施事業者は、2009年4月以降に2008年度の排出量を算定するとともに、2009年7月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、2009年度予算において要求する予定）

(7)排出枠の取引

- ・排出枠は2009年8月31日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙3「実施ルール」6．参照）。

#### (8) 排出枠の償却義務

- ・ 排出削減実施事業者は、2009年8月31日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2008年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙3「実施ルール」6．参照）。
- ・ 償却には、初期割当量（JPA）に加えて、CDMプロジェクトに基づいて発行されるjCER及びJIプロジェクトに基づいて発行されるjERUも活用することができます（別紙3「実施ルール」6．参照）。

### 3．公募案内

#### (1) 応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「自主参加型国内排出量取引制度応募書類」と赤字で明記してください。

#### (2) 公募期間

2007年2月26日（月）～2007年4月25日（水）17時必着

期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

#### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

公募要領B 別添1「参加申込書」

公募要領A・B共通 別添4-1「排出量算定報告書（基準年度用）公募申請用」

公募要領A・B共通 別添4-2「排出量算定報告書（基準年度用）公募申請用・附属書」  
企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）

・ 上記の～の書類について、正本1部・副本2部を提出して下さい。

・ 上記の～のデータを保存した電子媒体（FD・CD・MO等のメディア）について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名・工場/事業所名を記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただきます場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

#### (4) 提出先（本件窓口）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：佐藤

TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781

E-mail kyotomecha@env.go.jp

#### (5) 提出方法

配達記録郵便にて郵送してください。

#### (6) 採択結果について

採択結果については、事業者名をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイトに掲載します。